

福岡県公報

平成19年11月16日
第 2 7 5 2 号

目 次

告 示 (第2131号 - 第2154号)

予防接種を行う医師	(健康対策課) 1
予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 4
公共測量の実施	(土木管理課) 4
公共測量の実施	(土木管理課) 4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 5
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課) 5
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課) 5
道路の区域の変更	(道路維持課) 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 6
廃棄物が地下にある土地の区域の指定	(廃棄物対策課) 7
道路の区域の変更	(道路維持課) 7

道路の供用の開始	(道路維持課) 7
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 8
道路の区域の変更	(道路維持課) 9
解除予定保安林の所在場所等	(治 山 課) 9
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課) 9

公 告

意見募集の結果の公示	(都市計画課) 9
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(水産振興課)10

公安委員会

警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)10
--------------------	---------------	---------

告 示

福岡県告示第2131号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3 条又は第 6 条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項の規定により公告する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻 生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
遠賀郡水巻町立屋敷 1 丁目 2 - 1	福岡新水巻病院	秋 原 美 華
直方市大字下新入621 - 1	ひさずみ内科医院	久 澄 太 一
直方市大字下新入621 - 1	ひさずみ内科医院	久 澄 理 恵
直方市感田1755スズキビル湯の原101号室	医療法人天真会 すずき内科クリニック	鈴 木 信 行
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	浦 岡 尚 平
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	沖 野 秀 宣

直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	織 茂 弘 志
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	熊 谷 好 晃
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	谷 川 隆 久
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	松 本 高 宏
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	松 本 哲 平
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	宮 川 一 平
直方市大字感田523番地 5	直方中央病院	吉 木 竜 太 郎
直方市津田町 9 番38号	医療法人一寿会 西尾病院	塩 田 広 宣
直方市津田町 9 番38号	医療法人一寿会 西尾病院	嘉 村 聡 志
直方市大字山部765番地の 1	社会保険筑豊病院	松 尾 陽 一
直方市大字頓野993の 1	医療法人社団温故会 中村病院	伊 藤 正 敏
直方市大字頓野993の 1	医療法人社団温故会 中村病院	原 田 知 佳
直方市大字頓野993の 1	医療法人社団温故会 中村病院	野 崎 要
直方市殿町13番10号	殿町医院	飯 尾 里
直方市大字植木1007番地	くきた小児科内科クリニック	久木田 讓 次
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	山 口 覚
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	倉 橋 宏 和
福津市渡1693番地	北九州津屋崎病院	駒 田 美 知 子
遠賀郡水巻町立屋敷 1 丁目 2 - 1	福岡新水巻病院	白 川 嘉 継
遠賀郡水巻町立屋敷 1 丁目 2 - 1	福岡新水巻病院	松 本 隼 人
遠賀郡水巻町立屋敷 1 丁目 2 - 1	福岡新水巻病院	山 下 一 太
遠賀郡水巻町立屋敷 1 丁目 2 - 1	福岡新水巻病院	馬 場 賢 治
遠賀郡水巻町立屋敷 1 丁目 2 - 1	福岡新水巻病院	京 山 一 徳
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	井 上 普 介
田川郡糸田町3187番地	糸田町立緑ヶ丘病院	古 賀 友 紀
前原市篠原西一丁目14番 1 号	医療法人 社団医誠会松口病院	松 本 史 也
前原市前原中央二丁目 9 番35号	医療法人 奥小児科医院	米 倉 順 孝
宮若市龍徳554番地	鞍手共立病院	佐 野 武 夫

宮若市本城1636番地	医療法人相生会 宮田病院	中 川 進
宮若市本城1636番地	医療法人相生会 宮田病院	古 江 慶 夫
大川市大字津26 - 1	産科婦人科 大橋医院	大 橋 裕
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	尾 形 信 雄
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	内 野 順 治
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	児 玉 孝 仁
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	岡 陽 一 郎
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	岡 松 恭 子
飯塚市勢田1806番地 1	老人保健施設 和泉の澤	須 藤 悌 次

福岡県告示第2132号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻 生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
前原市篠原西一丁目14番 1 号	医療法人 社団医誠会松口病院	山 崎 武 次 郎
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	福 山 聡
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	久 原 孝 博
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	木 村 聡
飯塚市勢田1806番地 1	和泉の澤	古 野 隆 之

福岡県告示第2133号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市西宮市三丁目30 - 1、30 - 2、31 - 1、31 - 3、32 - 3、32 - 4、33 - 3、41 - 4 から41 - 7まで、43、44 - 5、120 - 6 及び道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
広島県広島市南区京橋町2番22号
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明

福岡県告示第2134号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市上西鯨坂243 - 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市八坂18番地21
加藤 正則

福岡県告示第2135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

那 珂 県 道	山 田 原 線 福 岡	前	筑紫郡那珂川町大字安德27番27先から 同郡同町大字安德27番40先まで	22.4 ~ 53.2	92.0
		後	同上	22.4 ~ 51.8	

福岡県告示第2136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
柳 川	一 般 国 道	443 号	前	柳川市三橋町蒲船津40番4先から 同市三橋町蒲船津365番2先まで	9.5 ~ 14.5	440.0
			後	同上	15.0 ~ 34.2	

福岡県告示第2137号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字笠原字栗野々4256、字牟田6171の1、6173の1、6173の2、字赤谷8906の1、字後口谷10423の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2138号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡黒木町大字笠原字栗野々4256、字牟田6171の1、6173の1、6173の2、字赤谷8906の1、字後口谷10423の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2139号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(3級基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区塩屋	平成18年11月10日から 平成19年11月15日まで

福岡県告示第2140号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑後小郡IC東部土地区画整理組合設立準備委員会委員長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量(基準点測量)

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
小郡市山隈中部 地域	平成19年10月31日から 平成20年 3月31日まで

福岡県告示第2141号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）スーパーオートバック大野城店
- (2) 所在地 福岡県大野城市御笠川五丁目2番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第2142号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール福岡ルクル

- (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2143号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年10月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 イオンモール直方
- (2) 所在地 福岡県直方市湯野原2丁目1番1号

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後
イオン直方ショッピングセンター 福岡県直方市大字感田字湯ノ浦1715番1 外（感田東土地区画整理事業地区内）	イオンモール直方 福岡県直方市湯野原2丁目1番1号

4 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
センチュリー・リーシング・システム株式会社 代表取締役 福田 光昭	センチュリー・リーシング・システム株式会社 代表取締役 新居 尊夫

東京都港区浜松町二丁目4番1号

東京都港区浜松町二丁目4番1号

福岡県告示第2144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
豊前	県道	野塔地田線	前	築上郡上毛町大字安雲305番2先から 同郡同町大字安雲750番3先まで	6.5 ～ 9.6	140.0
			後	同上	7.3 ～ 12.2	
豊前	県道	福吉土富線	前	築上郡上毛町大字宇野852番1先から 同郡同町大字宇野814番2先まで	7.2 ～ 12.8	404.6
			後	同上	8.8 ～ 14.6	
豊前	県道	福吉土富線	前	築上郡上毛町大字西友枝566番1先から 同郡同町大字西友枝701番1先まで	5.2 ～ 8.2	180.0
			後	同上	5.2 ～ 21.4	

福岡県告示第2145号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人アセアンブリッジビューティフルアース

(2) 代表者の氏名

出口 哲郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区三苦4丁目5番7-201号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国内・国外に対して、バイオ燃料の製造に係る支援や環境意識の啓発事業などを行うことで、科学技術の振興や環境保全を推進すると共に農作物やその原料の輸出入などを通じて、国内の安定的な食料の確保による消費者の保護や発展途上国の経済活動の活性化を図ることを目的とする。

福岡県告示第2146号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年10月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリ
- (2) 代表者の氏名
正平 辰男
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市赤坂356番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもの生活体験と子どもの成長の関係性を研究しながら、生活体験プログラムの企画と実践を通して子どもの健全な育成を図ることを目的とする。また、生活体験の補完と削減を同時調整しながら、不登校の子どもに対する支援と教育を行う。あわせて、その過程における保護者や地域住民のプログラム実施への貢献活動や研修を通して、地域住民の絆を回復し創造しながら、地域の教育力を向上させることを目的とする。

福岡県告示第2147号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定する区域

大野城市大字乙金62番7、68番1の一部、68番8の一部及び68番17の一部並びに大城二丁目64番92の一部、64番93の一部、64番94の一部及び64番102の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の5第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第2148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行 橋	県 道	門 司 線 行 橋	前	京都郡苅田町大字与原2007番1先から 同郡同町大字与原2006番7先まで	7.2 ～ 7.2	63.8
			後	同上	8.1 ～ 8.1	63.8

福岡県告示第2149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行 橋	門 司 線 行 橋	京都郡苅田町大字与原2007番1先から 同郡同町大字与原2006番7先まで

行橋	496号	京都郡みやこ町犀川横瀬140番1先から 同郡同町犀川横瀬137番1先まで
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川横瀬59番5先から 同郡同町犀川横瀬59番1先まで

福岡県告示第2150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行橋	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川上伊良原139番3先から 同郡同町犀川上伊良原139番1先まで	6.0 ~ 9.0	55.0
			後	同上	7.0 ~ 11.0	
行橋	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原694番1先から 同郡同町犀川下伊良原501番1先まで	5.2 ~ 7.6	53.0
			後	同上	5.2 ~ 9.6	
行橋	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川下伊良原492番1先から 同郡同町犀川下伊良原484番1先まで	5.0 ~ 8.0	130.0

行橋	一般国道	496号	後	同上	8.0 ~ 13.0	130.0
			前	京都郡みやこ町犀川下伊良原924番7先から 同郡同町犀川下伊良原938番1先まで	7.0 ~ 11.0	
行橋	一般国道	496号	後	同上	8.0 ~ 13.0	317.0
			前	京都郡みやこ町犀川下伊良原1566番1先から 同郡同町犀川下伊良原1565番1先まで	6.0 ~ 8.6	
行橋	一般国道	496号	後	同上	7.0 ~ 11.0	65.0

福岡県告示第2151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	英彦山添田線	前	田川郡添田町大字津野1104番1先から 同郡同町大字津野1104番1先まで	11.0 ~ 13.0	68.0

			後	同上	12.5 ~ 18.0	68.0
田川	県道	北九州 小竹線	前	田川郡福智町上野1858番1 先から 同郡同町上野1852番2先ま で	12.6 ~ 13.7	36.7
			後	同上	10.7 ~ 12.2	36.7

福岡県告示第2152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田川	県道	八 女 香 春 線	前	田川郡添田町大字落合4232 番1先から 同郡同町大字落合4154番先 まで	7.6 ~ 13.4	85.0
			後	同上	9.8 ~ 21.4	85.0

福岡県告示第2153号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
うきは市浮羽町新川字森ノ上2858の10
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第2154号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除予定保安林の所在場所
うきは市浮羽町新川字森ノ上2858の10
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

公告

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成19年8月22日から平成19年9月21日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>市街化調整区域における公益施設の立地について制限をすべきなのか疑問があります。福岡県の独自性を出す意味で、法律を単純に当てはめるべきではないと思います。</p> <p>市街化調整区域における公益施設の開発許可については、単純に住宅外（工事等）と同じように運用すべきではないと思います。</p>	<p>今回の改正は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）の制定等に伴い、都市計画法に条項の移動が生じたことによる形式的な規定の整備、市街化調整区域において認められる流通業務施設のうち、これまで福岡県開発審査会の議を経なければ認められなかった施設について手続の迅速化、簡素化等を目的として開発審査会の議を経ずに許可を行うことができるようにするための規定の整備の2点です。</p> <p>御指摘の「市街化調整区域における公益施設の開発許可」につきましては、都市計画法開発許可制度の趣旨及び関係法令に定める開発許可基準等を遵守し、厳正・的確に運用して参ります。</p> <p>今後とも、福岡県の都市計画行政につきましては、御理解・御協力の程よろしくお願いたします。</p>

2 公布日

平成19年11月12日

3 問い合わせ先

建築都市部都市計画課開発第1係

電話：092 - 643 - 3715

メールアドレス：toshi@pref.fukuoka.lg.jp

公告

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく申請に対する処分に係る審査基準案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成19年11月12日から平成19年12月12日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.perf.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県水産林務部水産振興課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第410号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20条。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成19年11月16日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務（1級）

実施日	実施時間	実施場所
平成20年2月21日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 施設警備業務（1級）

実施日	実施時間	実施場所
平成20年2月22日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検人員

各検定とも30名

3 受検資格

福岡県内に住居を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

(1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業

務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 公安委員会が上記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問の筆記試験）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務（1級）

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務（1級）

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 申請受付期間

平成20年1月7日（月）から平成20年1月31日（木）までの福岡県の休日を含め定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

(2) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住居地を疎明する書面（住民票の写し、免許証の写しなど）

(ウ) 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 前記3の受検資格に該当すること疎明する書面

a 3(1)に該当する者

検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）

b 3(2)に該当する者

検定等規則第8条第2号の規定に基づき都道府県公安委員会が交付した書

